

高山市住宅エコ推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高山市におけるエコ住宅の新築工事及びエコリフォーム工事について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、住宅性能を維持・向上させ、家庭部門における二酸化炭素の排出削減を推進し、もって地球温暖化対策の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。
- (2) エコ住宅の新築 国土交通省、経済産業省、環境省所管「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業実施要領」（平成22年2月4日付け国住生局長通達第290号。以下「実施要領」という。）第4(2)①に規定する環境対応住宅の新築をいう。
- (3) エコリフォーム 実施要領第4(2)②に規定する省エネ改修及び実施要領第4(2)③に規定するバリアフリー改修をいう。
- (4) エコ設備 実施要領第4(2)④に規定する環境対応設備の設置をいう。
- (5) 市内事業者 市内に本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所（以下「営業所」という。）を有し、エコ住宅の新築又はエコリフォーム（以下「エコ工事」という。）の工事を行う事業者をいう。ただし、支店又は営業所（以下「支店等」という。）で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による建設業の許可を受けている者にあつては、高山市税条例施行規則（昭和52年高山市規則第14号）第9条第34号による法人設立（開設）申告書が受理された日が平成21年1月1日以前で、かつ、営業実績があるものに限る。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存する住宅とし、当該補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住する個人又は市内に営業所を有する法人のうち、補助対象住宅の所有者又は居住者とし、分譲共同住宅における補助対象者は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人とする。

(対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象者が市内事業者に対して発注する次の工事とする。

- (1) エコ住宅の新築工事
- (2) エコリフォーム工事
- (3) 前号と同時に行った改修工事
- (4) 第1号と併せて行ったエコ設備（実施要領第4(2)④アに規定する太陽熱利用システムに限る。）設置工事

(5) 第2号と併せて行ったエコ設備設置工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要領により付与される対象工事に係るポイントに1円を乗じた額に2分の3を乗じて得た額とする。ただし、1戸あたりの当該額が45万円を超えるときは45万円を限度とする。

2 前条第1号と併せて第4号を行った場合は、前項中「45万円」とあるのは、「48万円」と読み替えるものとする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高山市住宅エコ推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 住宅エコポイント通知ハガキの写し(市職員から原本照合を受けたものに限る。)

(2) エコ工事の契約書又は領収書の写し

(3) エコ工事を行った住宅の位置図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、平成25年3月31日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を高山市住宅エコ推進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請者へ通知するものとする。

2 前項の審査において、市長が必要と認めるときは、対象工事について実地調査を行うことができる。

3 第1項の審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その旨を高山市住宅エコ推進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示等に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を高山市住宅エコ推進事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助

金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、工事着手の時期が、エコ住宅の新築に係る工事にあつては平成21年12月8日から平成23年12月31日までであるもの、エコリフォームに係る工事にあつては平成22年1月1日から平成23年12月31日までであるものであつて、かつ、工事完了の時期が、平成22年1月28日以降であるものについて適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱中、改正後の第2条第4号、第4条第4号、同条第5号及び第5条第2項については、エコ設備の設置工事着手（対象工事を含む工事全体の着手をいう。）の時期が、平成23年1月1日から平成23年12月31日までであるものについて適用する。

（あて先）高山市長

申請者 住所

氏名

印

電話番号

高山市住宅エコ推進事業補助金交付申請書

高山市住宅エコ推進事業補助金の交付を受けたいので、高山市住宅エコ推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査することを承諾します。

記

1 住宅の所在地	高山市		
2 住宅の名称 ※共同住宅の場合記入			
3 代理申請者 ※代理申請の場合記入	事業者名		
	担当者名	電話番号	
4 工事施工者	所在地		
	名称		
	電話番号		
5 工事区分等	工事区分	<input type="checkbox"/> エコ住宅の新築（太陽熱利用システム 有・無 ）	
		<input type="checkbox"/> エコリフォーム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根・天井、床の断熱改修 <input type="checkbox"/> バリアフリー改修 <input type="checkbox"/> エコ設備の設置 （太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）	
6 申請状況	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以降	前回までの合計申請額	円
7 補助金交付申請額 ※申請額の算出方法 （裏面記載のとおり）	円		

（添付資料）

- ①住宅エコポイント通知ハガキの写し（申請時原本提示）
- ③住宅の位置図

- ②工事の契約書又は領収書の写し

補助金交付申請額の算出方法

1. 戸別申請の場合

① 住宅エコポイント発行数	ポイント
---------------	------

ア = ① × 3/2 =	円 (円)	(千円未満切り捨て)
イ = 450,000円	(ただし、エコ住宅の新築と併せて太陽熱利用システム設置工事を行った場合は、480,000円)		
ウ = 総工事費	円 - 住宅エコポイント × 1円	円	
=	円 (円)	(千円未満切り捨て)

補助金交付申請額 (ア・イ・ウのうち最も少ない額)	円
---------------------------	---

2. 一括申請の場合

① 住宅エコポイント発行数	ポイント
② エコ工事を行った住戸の数	戸

ア = ① × 3/2 =	円 (円)	(千円未満切り捨て)
イ = ② × 450,000円	(ただし、エコ住宅の新築と併せて太陽熱利用システム設置工事を行った場合は、480,000円)		
ウ = 総工事費	円 - 住宅エコポイント × 1円	円	
=	円 (円)	(千円未満切り捨て)

補助金交付申請額 (ア・イ・ウのうち最も少ない額)	円
---------------------------	---

第 号
年 月 日

様

高山市長

高山市住宅エコ推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市住宅エコ推進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので、高山市住宅エコ推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 高山市
- 2 住宅の名称
※共同住宅の場合
- 3 交付回数 回目
- 4 補助金の交付決定額

今回交付決定額	円
既交付決定額	円
合 計	円

第 号
年 月 日

様

高山市長

高山市住宅エコ推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市住宅エコ推進事業補助金については、下記のとおり不交付となりましたので、高山市住宅エコ推進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 高山市
- 2 住宅の名称
※共同住宅の場合
- 3 不交付の理由

別記様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高山市長

高山市住宅エコ推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金の交付については、下記のとおり補助金の交付の決定を取り消したので、高山市住宅エコ推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 高山市
- 2 住宅の名称
※共同住宅の場合
- 3 補助金の交付決定額 金 円
- 4 取消の理由